

平成30年7月豪雨災害の見舞金・義援金について

広島県災害見舞金

住んでいた住居が全壊または半壊した世帯の世帯主に広島県から見舞金を支給します。

- 住居が全壊した場合 30万円
- 住居が半壊した場合 10万円

【必要な書類】 ①口座振替依頼書 ②り災証明書

義援金

第1次配分は8月22日から受付を開始しています。
対象となる世帯に個別に申請書を郵送しています。

【第1次配分】

- 住んでいた住居が床上浸水以上の被害があった世帯
- 人的被害（死亡者、重傷者）
一律50,000円を支給

【必要な書類】 ①義援金申請書
※重傷の方は①に加えて②診断書 ③重傷者報告書を添付

海田町災害見舞金

海田町内において発生した災害により、人的被害を受けた方や住んでいる住居に被害を受けた場合に海田町災害見舞金等を支給します。

対象となる世帯に申請書を郵送しています。

- 住居が全壊した場合 20万円
- 住居が大規模半壊した場合 10万円
- 住居が半壊した場合 5万円
- 住居が床上浸水した場合 3万円
- 重傷者 3万円

【必要な書類】 ①口座振替依頼書
※重傷の方は①に加えて②診断書を添付